

「高齢者の尊厳」から高齢者虐待防止の取組を

たかさき きぬ こ
高崎 絹子

本年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者の支援に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」）が、改正介護保険法、障害者自立支援法と同時期に施行された。

高齢者虐待に関連する法制度としては介護保険法のほか、老人福祉法、成年後見制度などがあるが、それにもかかわらず「介護殺人」を含め、近年、高齢者に対する虐待の報告例は減少することではなく、むしろ増えている状況であった。そこで、「高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等養護者支援による高齢者虐待の防止に対する支援（第1条）」を行うことを目的に法案が審議され、議員立法として成立するに至った。

本法律の特徴の1つは、タイトルに「高齢者虐待の防止」と「高齢者の養護者に対する支援等」の2つの内容が示されているように、虐待者を「取り締まる」ことが主たる目的ではなく、養護者支援を併記したいわゆる福祉法的な性格の強い法律である。高齢者虐待に特化した州法をもつアメリカでは、高齢者虐待の定義を「意図的な虐待」としており、犯罪防止の意味合いが濃い。日本の法律はそれと対照をなしている。また、筆者らは法律の審議と並行して「日本高齢者虐待防止学会」を立ち上げた。この学会は、行政職や介護保険事業者などの保健医療福祉職はもちろん、弁護士、NPO法人、ボランティアなど学際的なメンバーで構成されているが、高齢者虐待の要因が複雑多様であることを示している。

高齢者虐待に対する一般の人々の関心は必ずしも高いとは言えない。しかし、高齢者虐待は「高齢者のアドボカシー（権利擁護）と尊厳の保持」とケアシステム全体のレベルを象徴的に示す問題であり、高齢者虐待防止に対する責任は国や市町村だけでなく、市民一人ひとりにあることを強調したい。